

フリマアプリやオークションを利用した

## 「転売ビジネス」にご注意を!

SNSで知り合った人から「儲かる話がある」と誘われた。興味があったので話を聞くと、「フリマアプリ等で先に出品し、注文を受けてから通販サイトで商品を購入。そのまま注文者へ商品を送る転売ビジネスで、簡単に月30万円稼いでいる」とのこと。商品の画像や説明文は通販サイト等から引用すればいいから簡単だと言われた。

詳しいノウハウを知りたければ、教材費として50万円支払うと言われた。全額は支払えないと言いつつ、足りないお金はカードローンで借りるよう指示され、支払った。

その後、教材のとおりをやってみたが全然売れなかった。その上、画像等の無断引用をしたせいか、フリマアプリの利用も出来なくなってしまう。



### アドバイス

様々な転売ビジネスの中でも、実際には持っていない商品を販売し、売れたら商品を購入して送付することを「無在庫転売」といいます。最近、SNS上でこうした儲かるノウハウを教えると誘われ、情報商材(ネット通販などで「お金の儲け方」など様々なノウハウを提供すると称するもの)の購入や高額なセミナーへの参加費を要求された等の相談が寄せられています。

#### 1. 「簡単に儲かる」、そんなうまい話はありません。

フリマ等の規約では、「手元のない商品の出品」を禁止していることが多く、規約に違反した場合はアカウントの停止等の措置が取られる可能性があります。また、商品のチェックが行えないことから、偽物を販売して逮捕される可能性もあります。「知らなかった、悪気はなかった」では済まされません。

儲かる話があると説明されても、内容が理解出来なかったり、事業者の説明に不安がある場合は、契約をしないでください。

#### 2. クレジットカードでの決済や借金をしてまで契約しない。

「すぐに元が取れる」等と言われても、高額を支払うするためにクレジットカードや借金をしてまで契約をしないでください。「お金がない」という断り方では、リボ払いでの決済や借金の方法を指南され、多重債務に陥る可能性があります。「借金してまで契約はしない」とはっきり断りましょう。

#### 3. 契約についての不安や疑問は、すぐに消費生活センターに相談を。

契約の取り消しやクーリング・オフができる場合もありますので、契約について不安に思った場合やトラブルになった場合には、お早めに消費生活センターへ相談してください。

# 若者を狙った**消費者被害**に気を付けて

消費生活相談については、高齢者からの相談が約5割を占めていますが、若者からの相談も後を絶ちません。知識や経験不足がその背景にあり、特に「大人」として契約ができる20歳を境に増える傾向があります。

そこで、今月号と来月号で、若者に多い消費者トラブルに焦点をあて、ご紹介いたします。

## <事例1>

### SNSで知り合った女性に…

出会ってすぐに連れていかれた事務所で、投資用のDVD教材の契約を勧められた。

**費用は50万円で、新たな会員を紹介すると、紹介料が受け取れる**とのこと。

「学生でお金がない」と言うと、**借金をして払うように言われた。**

(20代、男性、学生)



## <事例2>

### 美容クリニックで…

痩身エステのお試しを受けた。「1度では効果がない。5回ですごい効果が出た人がいる」などと、**30万円の契約**を勧めてきた。

「学生だし無理だ」と伝えたが、「月1万円できる」と言われ、**高額なコースをローンで申し込んでしまった。**

(20代、女性、学生)



○最近の若者からの相談は、ローンやクレジット契約により、金額が大きく膨らみやすい傾向にあります。分野としては、男性は**投資に関する教材やセミナー**が目立ち、なかには**マルチ取引**もあります。また、女性は**エステなど美容関連の相談**が多くなっています。

○さらに、若者は自身の「お金(資力)」が乏しいことから、「**簡単に儲かる**」といった甘い誘いに乗ってしまいがちです。

○本事例においては、**契約の取り消しやクーリング・オフ**ができる場合がありますので、「おかしいな」と思ったら、**消費生活センターへ相談**してください。



※『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号(188)で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

## 「石けんキャンペーン & 廃油(食用)回収予定」

日時: 2月19日(火)  
10時30分~正午

場所: 津田支所玄関前

※家庭用食品廃油のみ回収  
※容器はお持ち帰りいただきます。



## 消費生活セミナー

### 消費生活に役立つ法律の基礎知識

日時: 平成31年3月22日(金) 午前10時00分~正午

場所: 枚方市立消費生活センター 研修室

講師: 弁護士 村上 覚朗さん

対象: 市内在住・在職・在学の方

参加費: 無料

定員: 40人(事前申し込み制、先着順)

手話/保育(1歳以上の未就学児):

いずれも3月8日(金)までに要予約

申込: 3月1日(金)午前9時から

電話またはFAXで受付 (072・844・2433)

